各 位

会社名 南海電気鉄道株式会社 代表者名 代表取締役社長 亘 信二 (コード番号 9044 東証・大証・名証第1部) 問合せ先 執行役員総務部長 堀川博史 (TEL. 06-6644-7124)

定款の一部変更について(お知らせ)

当社は、本日開催された当社取締役会において、本年6月27日開催予定の当社定時株主総会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1.変更の理由

- (1) 旅行業法に基づく旅行業の登録にあたり、第2条第19号を変更するものであります。
- (2) 当社は、平成18年6月29日開催の当社定時株主総会におけるご承認を得て、当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)を導入しておりますが、その後の実務の動向を踏まえ、本日開催の当社取締役会において、当社株式の大量買付行為に関する対応策を改定し、更新することを決定いたしました。(その詳細については、本日付「当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)の改定について」と題するプレス・リリースをご参照下さい。)

当社の現行定款第18条においては、当社株式の大量買付行為に関する対応策に関する規定を設けておりますが、当社株式の大量買付行為に関する対応策の改定、更新にあたり、 当該規定の内容を一部変更するものであります。

変更案第18条第1項は、株主総会決議に基づき当社株式の大量買付行為に関する対応策を導入することができることを明確にするものであります。

変更案第18条第2項は、会社法第278条第3項但書に基づき、新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の所在について定めるものであります。会社法においては、取締役会設置会社では取締役会決議のみをもって、新株予約権の無償割当てをすることができるとされております(会社法第278条第3項本文)。しかしながら、当社取締役会は、当社株式の大量買付行為に関する対応策の一環として新株予約権の無償割当てを行うに際しては、取締役会決議のみをもって行うのではなく、株主の皆さまの意思に基づいて行うため、株主総会決議により新株予約権無償割当て決議を行うこととするか、又は、株主総会で一定の条件を定めたうえで当該条件に従って新株予約権無償割当てを行うことを取締役会に委任していただくことが望ましいと考えております。そこで、新株予約権の無償

割当てについて、上記 及び の方法によることが可能となるように、会社法第278条第3項但書に基づく根拠規定を設けるものであります。

変更案第18条第3項は、当社株式の大量買付行為に関する対応策の一環として新株予約権無償割当てが行われる場合には、新株予約権の内容として、当社株式の大量買付行為に関する対応策に定める一定の者による権利行使は認められないとの行使条件や、当該一定の者とそれ以外の者とで取扱いを別にする取得条項等を定めることがあることから、この旨をあらかじめ明らかにするものであります。

2.変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成20年6月27日(金) 定款変更の効力発生日 平成20年6月27日(金)

以上

	(下線は変更部分)
現行定款	変 更 案
(目的)	(目的)
第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的	第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的
とする。	とする。
(1)~(18) (省略)	(1)~(18) (現行どおり)
(19) <u>一般</u> 旅行業	(19) <u>旅行業法に基づく</u> 旅行業
(20)~(29) (省略)	(20)~(29) (現行どおり)
(決議事項)	(決議事項 <u>等</u>)
第18条 株主総会においては、法令又は定款に別	第18条 <u>本会社は、</u> 株主総会 <u>の決議により</u> 、本会
<u>段の定めがある事項をその決議により定める</u>	社株式の大量買付行為に関する対応策を <u>導入</u>
<u>外、</u> 本会社株式の大量買付行為に関する対応策	<u>する</u> ことができる。
<u>の基本方針</u> を <u>その決議により定める</u> ことがで	
きる。	
(新 設)	本会社は、本会社株式の大量買付行為に関す
	る対応策の一環として、新株予約権無償割当て
	に関する事項について、取締役会の決議による
	外、株主総会の決議、又は株主総会の決議によ
	<u>る委任に基づく取締役会の決議により決定す</u>
	<u>ることができる。</u>
(新 設)	本会社は、前項に基づき新株予約権無償割当
	てに関する事項を決定する場合には、新株予約
	権の内容として、次の事項を定めることができ
	<u> </u>
	(1) 本会社株式の大量買付行為に関する対応
	<u>策において定める一定の者(以下「非適格</u>
	者」という。)は当該新株予約権を行使す
	<u>ることができないこと</u>
	(2) 本会社が当該新株予約権を取得する際
	に、これと引換えに交付する対価の有無及
	び内容について、非適格者と非適格者以外
	<u>の者とで別異に取り扱うことができるこ</u>
	<u>본</u>
前項における本会社株式の大量買付行為に	前三項における本会社株式の大量買付行為

に関する対応策とは、本会社が資金調達又は業

関する対応策とは、本会社が資金調達又は業務

現行定款

提携などの事業目的を主要な目的とせずに新株又は新株予約権の発行を行うことにより本会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、本会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、本会社株式の大量買付行為に関する対応策としての新株又は新株予約権の発行決議を行うなど、本会社株式の大量買付行為に関する対応策の具体的内容を決定することをいう。

変 更 案

務提携等の事業目的を主要な目的とせずに新株又は新株予約権の発行又は割当てを行うこと等により本会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、本会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものをいう。また、導入とは、本会社株式の大量買付行為に関する対応策としての新株又は新株予約権の発行又は割当て決議を行うなど、本会社株式の大量買付行為に関する対応策の具体的内容を決定することをいう。